

# 議 事 録

## 第 16 期名護市農業委員会 第 9 回 総 会

平成 30 年 5 月 29 日 (火)

## 名護市農業委員会 第9回総会

開催日時 平成30年5月29日(火) 午前10時～

開催場所 名護市役所 別館3階会議室(第1・第2会議室)

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	2番	長山 正敏	3番	前川 好男
4番	宮城 政喜	5番	比嘉 清隆	6番	具志堅 安盛
7番	野原 朝行	8番	名城 政幸	9番	欠席
10番	金城 達文	11番	川上 達也	12番	大城 正信

欠席者 9番 比嘉 晴

議事録署名人 6番 具志堅 安盛 7番 野原 朝行

書記 名護市農業委員会事務局 係長 比嘉 洋

議案 第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
第49号 農地転用事業計画変更承認申請について  
第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
報告 農地法第5条許可取消し願いについて  
第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第52号 農用地利用集積計画の意見決定について  
第53号 現況証明願い  
第54号 非農地証明願いについて

議長(8番) これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は6番と7番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員比嘉係長を指名いたします。

では、これより「第9回名護市農業委員会総会」を始めます。先ほど事務局から説明があったように、議案第52号農用地利用集積計画に関する意見決定についてから先に審議を進めていきたいと思ひますがよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第52号農用地利用集積計画の意見決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の10ページをご覧ください。平成30年5月23日付で、名護市長から名護市農業委員会会長宛てに、農用地利用集積計画の決定についての依頼がありました。利用権設定者は、譲渡人12名。譲受人12名。設定筆数23筆、面積47,221.6㎡。内 賃借権10筆、使用貸借権13筆となっています。詳細については、11ページをご覧ください。

1番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、2年間の賃貸借権で、作物はサトウキビ、イモ。稼動人員は1人。稼動日数は150日となっています。

2番と3番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の使用貸借権で、作物は野菜です。稼動人員は1人で雇用が2名。稼動日数は250日となっています。

4番から8番、譲渡人●から譲受人●の●さんへ、5年間の使用貸借権で、作物はパインとサトウキビです。稼動人員は1人。稼動日数は150日となっています。

9番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、10年間の賃貸借権で、作物はサトウキビとウコン。稼動人員は1人。稼動日数は200日となっています。

10番と11番、譲渡人●から譲受人●の●さんへ、10年間の賃貸借権で、作物はサトウキビ。稼動人員は1人。稼動日数は250日となっています。

12番と13番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、20年間の使用貸借権で、作物は洋ランと野菜。稼動人員は1人。稼動日数は250日となっています。

14番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物は菊。稼動人員は2人で雇用が6名。稼動日数は250日となっています。

15番、譲渡人●から譲受人●の●さんへ、4年10ヵ月の解除条件付き賃借権で、作物はパパイヤ、ミカン、ヘチマ。稼動人員は2人。稼動日数は250日となっています。

16番、譲渡人●の●さんから譲受人農業生産法人●へ、5年間の賃借権で、作物は牧草と野菜となっています。

17番、譲渡人●から譲受人●の●さんへ、10年間の賃借権で、作物はインゲンとゴーヤー。稼動人員は2人。稼動日数は250日となっています。

18番から21番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、10年間の使用貸借権で、作物はサトウキビ、野菜、マンゴーです。稼動人員は1人。稼動日数は250日となっています。

22番から23番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物は牧草です。稼動人員は1人。稼動日数は250日となっています。

以上事務局としましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を充たしていると考えます。

議長（8 番） ただいま、事務局より説明がありました議案第 52 号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8 番） 異議なしとのことでありますので、議案第 52 号農用地利用集積計画の意見決定については可決といたします。

議長（8 番） 議案第 48 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料 1 ページをご覧ください。

整理番号 1 番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が 1,971 m<sup>2</sup>。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者 1 名。稼働日数 260 日。計画作物はマンゴーです。

整理番号 2 番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が 5,416 m<sup>2</sup>。●の●さんから●の●さんへ。新規就農のための有償移転となっています。従事者 1 名。稼働日数 200 日。計画作物はコーヒーとらっきょうです。

整理番号 3 番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が 241 m<sup>2</sup>。●の●さんから●の●さんへ。親族間の譲渡で無償移転となっています。従事者は家族 4 名。稼働日数 主 150 日、補助 250 日。計画作物はみかんです。

整理番号 4 番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地の 13 筆。農振農用地内で 13 筆合計面積が 6,445 m<sup>2</sup>。●の●さんから●の●さんへ。親子間の贈与で無償移転となっています。従事者は家族 5 名。稼働日数 主 150 日、補助 2 名 150 日、補助 30 日と 20 日の 5 名。計画作物はシークワサーです。

事務局としましては、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長（8 番） 事務局から説明がありました議案第 48 号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8 番） 質疑が無いようなので、議案第 48 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8 番） 議案第 48 号整理番号 1 番から 4 番については可決といたします。

議長（8 番） 議案第 49 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局説明をお願いします。

事務局 資料 3 ページをご覧ください。

整理番号 1 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 198 m<sup>2</sup>。申請人●の●さん。平成 27 年に駐車場として 5 条許可を受けていましたが、既存の宅地

敷地が狭いので、庭として活用したいため、事業計画の変更を行うものです。また、他1筆も一体として活用(庭)するため、5条許可申請も同時に行っています。5条許可申請については後程、ご説明します。

整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が654㎡。●の(株)●から●の(株)●。平成29年11月に共同住宅として5条許可を受けていましたが、建築費の急激な高騰により収支の関係で断念したが、(株)●が事業を継承するため、事業計画の変更を行うもので、また5条許可申請も同時に行っています。5条許可申請については後程、ご説明します。

整理番号3番 ●● ●番地と整理番号4番 ●● ●番地の2筆は同一の案件です。当初の計画では、●の●さんほか5名と(有)●ほか1名が事業実施者として、平成30年3月に5条許可を受けていましたが、権利者全員で合同会社を設立したので、事業実施者を合同会社●へ変更するため、事業計画の変更を行うもので、また5条許可申請も同時に行っています。5条許可申請については後程、ご説明します。

議長(8番) 事務局から説明がありました議案第49号について質疑はございませんか。  
委員 異議なし。

議長(8番) 質疑が無いようなので、議案第49号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長(8番) 議案第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料5ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が85㎡。申請者●の●さん。共同住宅建築のための申請となっています。住宅施設や公益施設等が連担している第3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が450㎡。申請者●の●さん。共同住宅建築のための申請となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。

議長(8番) 事務局から説明がありました議案第50号について質疑はございませんか。  
委員 異議なし。

議長(8番) 質疑が無いようなので、議案第50号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長(8番) 議案第50号 整理番号1番と2番については可決といたします。

議長(8番) 報告 農地法第5条許可申請の取消し願いについて、事務局説明をお願いします。

事務局 資料6ページをご覧ください。● ●番地、農振農用地外で面積が460㎡。同地は、平成29年12月に貸駐車場として5条許可を受けていましたが、当

初計画していた資金に加え、別途、必要な資金が生じたことから、その資金繰りに対応できないため、5条許可申請を取り消すものです。報告は以上です。

議長（8番） ただいま事務局から報告がありました。何かご質疑等ございませんか。  
委員 異議なし。

議長（8番） 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局 説明は資料7ページをご覧ください。

整理番号1番は先ほど事業計画変更を行ったものです。●● ●番地。農振農用地外で面積が654㎡。●の●から●の●へ。共同住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、上下水管が埋設されている4m以上の道路に接しており、500m以内に公益施設が2つ以上ある第3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が363㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、住宅施設や公益施設等が連担している第3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号3番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が335.79㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、住宅施設や公益施設等が連担している第3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号4番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が556㎡。●の●さんから●の●さんへ。民泊施設を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、上下水管が埋設されている4m以上の道路に接しており、500m以内に公益施設が2つ以上ある第3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号5番は先ほど事業計画変更を行ったものです。●● ●番地。農振農用地外で面積が108㎡。●の●さんから●の●さんへ。既存の宅地の庭として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が3.7ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号6番と7番は先ほど事業計画変更を行ったもので、同一の案件となっていますので、一括して説明します。6番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が1,554㎡。譲渡人が●の●さんほか5名。7番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が1,091㎡。譲渡人が(有)●ほか1名。譲受人が●の合同会社●。貸ペンション建築のための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が1.8ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号8番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が198㎡。●の●さんから●の●さんへ。駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。

議長(8番) 事務局から説明がありました議案第51号について質疑はございませんか。  
委員 宅地などで転用許可を受けた場合、すぐに畑ではなくなるのか。  
事務局 転用許可後、宅地などが完成した後に農業委員会へ完了報告を行い、現況証明を受けて、それをもって登記地目を変更することができます。

議長(8番) ほかにございませんか。

委員 異議なし。

議長(8番) 異議なし。とのことでありますので、議案第51号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から8番について、許可相当としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長(8番) 議案第53号 現況証明願いについて、事務局説明をお願いします。

事務局 資料12ページをご覧ください。

● ●番地。農振農用地外で、面積が907㎡。所有者が●の●さん。現況証明の事由としましては、申請地は、復帰以前より山城碎石敷地内の作業通路として利用され、農地としては利用されていなかったとのことです。

議長(8番) 職務代理が現場を確認していますので、報告させます。

委員(11番) 現況につきましては、写真付きの現地確認調査書のとおりで、調査員の意見としましては、復帰以前から山城碎石敷地内の作業通路として利用されていたとのことで、現在も同様に使用されており、周囲の状況からも非農地と判断します。

議長(8番) 説明がありました議案第53号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長(8番) 異議なし。とのことでありますので、議案第53号現況証明願いについては、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長(8番) 議案第54号 非農地証明願いについては、職務代理説明をお願いします。

委員(11番) 写真付きの現地確認調査書をご覧ください。5月24日に委員(11番)と委員(7番)、事務局とで現地を確認しました。

整理番号1番 ● ●番地。農振農用地外で面積が0.02㎡。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、長期間耕作されておらず、今後も農地として利用する見込みがないとのことです。調査員の意見としましては、農地の面積からしても、今後農地としての利用は見込めないとされるため、現地調査の結果、非農地と判断しています。

整理番号2番 ● ●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地の6

筆。農振農用地外で6筆合計面積が6,030㎡。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、昭和60年代初め頃までは「畑」として活用していたが、平成に入るところからは耕作されていない。その結果、約30年の間に雑木、雑草類が繁茂する原野状態となっており、今後も農地としての利用は困難とのこと。調査員の意見としましては、傾斜地であること、周囲の状況等から勘案すると今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、非農地と判断しています。

- 議長（8番） 説明がありました議案第54号について質疑はございませんか。
- 委員 整理番号2番の土地は、3条許可にて取得をしていないか。また、取得時期はいつごろか。
- 事務局 （調べてから回答）平成20年に3条許可にて取得しています。
- 委員 先ほど、非農地の事由として昭和60年代初めごろから耕作をしていたが、平成に入る前後から畑として活用していないとのことでしたが、平成20年に3条許可にて取得していることは、矛盾をしませんか。
- 議長（8番） 再度、申請者等へ非農地の事由等を確認した上で判断すべきだと思うが。
- 委員 ただいま委員からご指摘のありましたように、整理番号2番については、再度確認をした上で判断するため一旦保留とし、整理番号1番のみを証明相当としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 異議なし。とのことですので、議案第54号非農地証明願いについては、整理番号1番を可決とし、整理番号2番は保留とします。
- 議長（8番） 以上で本日の議案はすべて審議を終了しました。これをもちまして、第9回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 具志堅 安盛 印

署名委員 野原 朝行 印